

VI 調査票及び届書

Part VI Survey forms and notification formats

数字記入例 0123456789		人口動態調査出生票 1		統計法に基づく 基幹統計調査 政府統計	
市区町村符号及び保健所符号 □□□□□□ □□□□□□		支所 保健所 □□□□□□ □□□□□□		平成 年 月 日 市区町村受付 平成 年 月 日 保健所受付	
氏名 (1) 子の氏名 別 父母との続き柄 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		(2) 生まれたとき 年 月 日 午前 午後 時 昭 平		照会 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
(3) 生まれたところ 日本 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 市区町村 都道府県 市、郡、特別区		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方			
(4) 子の住所 日本 <input type="checkbox"/> 市区町村 市区町村符号 保健所符号 □□□□□□ □□□□□□		父 母 父 母 父 母 国籍 中国 フリビ タイ 米 国 フラジル ベル その他 出生年月日 年 月 日			
(5) 父母の氏名 父 昭 平 母 昭 平		(6) 父母の国籍 父 母 父 母 父 母 出生年月日 年 月 日			
(7) 同居を始めたとき 昭 平 昭 平		(8) 子が生まれたとき 1 農家 2 自営 3 勤工 4 勤工 5 その他 6 無職 (9) 子が生まれたとき の父母の職業 1 単胎 2 多胎 (10) 子が生まれたとき の場所 1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他			
(11) 体重及び身長 満 週 日 出生子 産婦 胎 1 医師 2 助産師 3 その他		(12) 単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (13) 妊 娠 週 数 出生子 産婦 胎 1 医師 2 助産師 3 その他			
(13) 妊 娠 週 数 出生子 産婦 胎		(14) この母の出産した子の数 出生子 産婦 胎 1 医師 2 助産師 3 その他			
(15) 出生に立ち会った者		(15) 出生に立ち会った者			
備考		備考			

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
 この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死亡票 2

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく
基幹統計調査

市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 氏名 (3) 生年月日 (4) 死亡したとき

(2) 男女別 (6) 死亡した人の国籍 (5) 死亡した人の住所

(7) 死亡した人の国籍 (8)(9) 死亡した人の夫または妻

(10) 死亡したときの世帯の主な仕事 (11) 死亡したときの職業・産業 (12)(13) 死亡したところの種別

原因符号 外因の状況符号 発生したところ符号 傷害発生したところ符号 母側符号

(14) 死亡の原因 (ア) 直接死原因 (イ) (ロ) の原因 (ウ) (イ) の原因 (エ) (ウ) の原因 (1) ぼしした傷病名等

手術 1無 2有 部位及び主要所見 手術年月日 解 1無 2有 主要所見

(15) 死因の種類 (17) 出生時体重 単胎・多胎の別 妊娠週数

(16) 外因死の追加事項 傷害が発生したとき 傷害が発生したところ 手段及び状況

(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名 住所 丁目 番地 番号 確認 備考

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死産票 3

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく
基幹統計調査



市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 父母の国籍	父	日本 <input type="checkbox"/>	韓国 <input type="checkbox"/>	中国 <input type="checkbox"/>	フィリピン <input type="checkbox"/>	タイ <input type="checkbox"/>	米国 <input type="checkbox"/>	英国 <input type="checkbox"/>	ブラジル <input type="checkbox"/>	ペルー <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>	不詳 <input type="checkbox"/>	(2) 父母の氏名及び年齢	父	母
	母	日本 <input type="checkbox"/>	韓国 <input type="checkbox"/>	中国 <input type="checkbox"/>	フィリピン <input type="checkbox"/>	タイ <input type="checkbox"/>	米国 <input type="checkbox"/>	英国 <input type="checkbox"/>	ブラジル <input type="checkbox"/>	ペルー <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>	不詳 <input type="checkbox"/>		満 <input type="text"/> 歳	満 <input type="text"/> 歳

(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別

男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>	不詳 <input type="checkbox"/>	嫡出子 <input type="checkbox"/>	嫡でない子 <input type="checkbox"/>
----------------------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------------	--------------------------------

(4) 死産があったとき

昭和 年 月 日 午前 午後 時

(5) 死産があったときの母の住所

日本 外国 不詳

都道府県 市、郡、特別区 町、村、指定都市の区又は総合区

指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、棟方

市区町村符号 保健所符号

届市出地区と町同村 届市出地区以外

(6) 死産があったときの世帯の主な仕事

1農業 2自営業 3勤労 4勤II 5その他 6無業

(7) 死産があったときの父の職業

(8) この母の出産した子の数

出生子 人

妊娠満22週以後の死産児 胎

妊娠満21週以前の死産児 胎

(9) 妊娠週数

満 週 日

(10) 死産児の体重及び身長

体重 g

身長 cm

(11) 胎児死亡の時期 (妊娠満22週以後の自然死産)

1分娩前 2分娩中 3不詳

(12) 死産があったところの種別

1病院 2診療所 3助産所 4自宅 5その他

(13) 単胎・多胎の別

1単胎 2多胎 (子中第 子)

(14) 死産の自然人工別

1自然 2法による人工死産 3法によらない人工死産 4不明

(15) 胎児の側 母の側

自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由

I	(ア) 直又は接は原因理由		
	(イ) (ア)の原因		
	(ウ) (イ)の原因		
	(エ) (ウ)の原因		
II	I ぼれた影響を及ぼす等		
母体による理由	母体による理由	1母体側の疾患 <input type="checkbox"/> 2その他 <input type="checkbox"/>	疾患名又は理由
	母体によらない理由	1母体側の疾患 <input type="checkbox"/> 2その他 <input type="checkbox"/>	疾患名又は理由

(16) 胎児手術の有無 1無 2有

(17) 死胎解剖の有無 1無 2有

(18) 死産に立ち会った者 1医師 2助産師 3その他

双子以上の場合には他の子の事件簿番号

出生票第 号

死産票第 号

確認 欄

備考

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例

0123456789

人口動態調査婚姻票 4

統計法に基づく
基幹統計調査
政府統計

照会 照会

平成 年 月 日 市区町村受付
平成 年 月 日 保健所受付

事件簿番号

市区町村符号及び保健所符号
支所
保健所

市区町村 受付月 年 月 日 夫 氏名及び生年月日 年 月 日 妻 年 月 日

(2) 夫の住所
日本 外国
日本 市区町村 市区町外 市区町外
都道府県 市 郡 特別区
町、村、指定都市の区又は総合区(指定都市の町、字、丁目以下は記入しないでください)

(3) 国籍
夫 日本 中国 韓国 台湾 米国 英国 フランス イタリア その他
妻 日本 中国 韓国 台湾 米国 英国 フランス イタリア その他
(4) 婚姻後の夫婦の氏名
夫の氏 妻の氏
(5) 同居を始めたとき
死別 離婚 再婚 初婚

(6) 初婚・再婚の別
夫 初婚 再婚 死別 離婚
妻 初婚 再婚 死別 離婚
同居を始める前の夫妻の別 夫 妻

(7) 同居を始める前の夫妻の別
1 農家 2 自営 3 勤I 4 勤II 5 その他 6 無職
夫 妻
同居を始める前の夫妻の職業 夫 妻

確認欄
備考

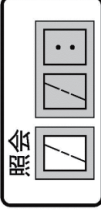
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例

0123456789

人口動態調査離婚票 5

統計法に基づく
基幹統計調査
政府統計



平成 年 月 日 市区町村受付

平成 年 月 日 保健所受付

事件簿番号

支所 保健所

市区町村符号及び保健所符号

市区町村 受付月	夫 (1) 氏名及び 生年月	妻 年月
日本 夫 中国 フリビ タイ 米国 フリビ タイ 英国 フリビ ペル その他	日本 妻 中国 フリビ タイ 米国 フリビ タイ 英国 フリビ ペル その他	天 昭 平 年 月 天 昭 平 年 月

(2) 国籍	(3) 離婚の種類	(4) 協議	(5) 調停・審判・和解・請求の承認又は判決の年月	(6) 同居の期間	(7) 同居を始めたとき	(8) 同居したとき
日本 夫 中国 フリビ タイ 米国 フリビ タイ 英国 フリビ ペル その他	不詳 不詳	協議	調停・審判・和解・請求の承認又は判決の年月 天 昭 平 年 月	同居の期間 (6) (7)	同居を始めたとき 天 昭 平 年 月	同居したとき 天 昭 平 年 月

(8) 別居する前の住所

日本 外国

市区町村 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村

都道府県 都道府県 都道府県 都道府県 都道府県 都道府県

特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区

(9) 別居する前の世帯の主な仕事

1 農家 2 自営 3 勤I 4 勤II 5 その他 6 無職

(10) 別居する前の夫 妻の職業

夫 妻

確認

備考

欄

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

婚姻届

平成 年 月 日届出
長 殿

受理第 号	平成 年 月 日	發送第 号	平成 年 月 日
送付第 号	平成 年 月 日	附 票	住民票 通 知
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票

(1) 氏名 (よみかた) 氏名	夫に なる人	妻に なる人
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所 (住民登録しているところ)	番地 番 号 世帯主の氏名	番地 番 号 世帯主の氏名
本籍 (外国人のときは国籍だけを言い、その他の欄は書いてください)	番地 番 号 世帯主の氏名	番地 番 号 世帯主の氏名
父母の氏名 父母との続柄 父母の養父母は(その他の欄に書いてください)	父 続き柄 母 続き柄	父 続き柄 母 続き柄
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人だけが戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	新本籍 (左の□の氏の人だけが戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)
同居を始めたとき	初婚 再婚 (初婚式をあげたとき、または、同居を始めるときのうち早いほうを書いてください)	初婚 再婚 (初婚式をあげたとき、または、同居を始めるときのうち早いほうを書いてください)
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫の氏 妻の氏 初婚 再婚 (死別 離婚) (死別 離婚)	夫の氏 妻の氏 初婚 再婚 (死別 離婚) (死別 離婚)
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業

その他	夫	妻
届署名	印	印
事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください(役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります)。
この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

署名	名 印	人
押	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

離婚届

平成 年 月 日 届出

長 殿

受理第 号	平成 年 月 日	発送第 号	平成 年 月 日
送付第 号	平成 年 月 日	調査票 附 票	住民票 通 知
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 第 号

(1) 氏名	夫 氏名	妻 氏名
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番号	番地 番号
本籍	番地 番号	番地 番号
離婚の種別	協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	夫の父 母	妻の父 母
もどる者の本籍	夫の父 母	妻の父 母
未成年の子の氏名	妻が親権を行う子	妻が親権を行う子
同居の期間	年 月 から 年 月 まで	(別居したとき)
別居する前住所	番地 番号	番地 番号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を営んでいる世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(専公行は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出署名	夫 氏名	妻 氏名
押印		
事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出すときは、2通または3通出して下さい(役場が相当と認めたとときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍簿本も必要です。
そのほかに必要なもの

- 調停離婚のとき→調停調書の原本
- 審判離婚のとき→審判書の原本と確定証明書
- 和解離婚のとき→和解調書の原本
- 協議離婚のとき→協議調書の原本
- 判決離婚のとき→判決書の原本と確定証明書

署名	名 印	人 (協議離婚のときだけ必要です)
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	番地 番号	番地 番号
本籍	番地 番号	番地 番号

父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに□のようしるしをつけてください。

今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しなさい (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。

- 取決めをしている。
 - まだ決めていない。
 - 取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- (養育費の分担)
- (面会交流)
- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。
 (養育費の分担) 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。